

議会改革に関する検討テーマの現況等

I 茨城県議会基本条例の見直し 1

II 議会審議・委員会審査の充実 6

III ICT化の推進 10

IV 議会会期の在り方 13

V 県議選の投票率向上等に向けた議会活動への県民参画の推進 14

VI その他 19

I 茨城県議会基本条例の見直し

項 目	現 況 ・ 課 題	考えられる対応(案)・他県の状況等
1 条例の見直し	<p><現 況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条例は平成24年12月に施行されてから8年が経過している。なお、本条例では、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて本条例の見直しを行うことを議会に義務付けている。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">現行条文</p> <p>(条例の見直し)</p> <p>第35条 議会は、社会情勢の変化、県民の意見等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。</p> </div> <p><課 題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大や頻発する自然災害、さらにデジタルトランスフォーメーションの推進や脱炭素等といった大規模な政策転換により、社会経済と県民生活の在り方が大きく変わる変革期にあつて、二元代表制の一翼を担う県議会がその権能をより発揮していくためにも、制定後8年が経過する県議会基本条例についても見直しを検討する時期に来ている。 	<p><考えられる対応(案)></p> <p>茨城県議会基本条例第35条の規定に基づき必要な規定の改正を行う。</p> <p><他県の状況等></p> <p>議会基本条例を制定している都道府県議会： 32 道府県</p>

項 目	現 況 ・ 課 題	考えられる対応(案)・他県の状況等
<p>2 災害等の発生時における議会の対応</p>	<p><現 況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害等の発生時における議会の対応として、以下のとおり分散して規定を置いている。 ・なお、地方自治法第100条第12項の規定に基づき、平成30年に、会議規則により茨城県議会災害対策会議を設置しており、災害時における情報収集・提供等に係る協議調整を行っている。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; display: inline-block;">現行条文</p> </div> <p style="margin-left: 40px;">(議会の役割)</p> <p>第4条 議会は、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p>(6) 県民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、県民及び地域の状況を的確に把握し、知事等に速やかに必要な要請を行うこと。</p> <p style="margin-left: 40px;">(議員の役割)</p> <p>第13条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p>(5) 災害等における緊急的な調査活動等を行うこと。</p> <p><課 題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・頻発する災害や感染症の感染拡大等を踏まえ、災害等の発生時における適切な県政運営及び議会運営を維持するため、県議会における対応を強化する必要がある。 	<p><考えられる対応(案)></p> <p>部分的に規定されている災害等に関する対応をまとめ、独立した条文として整理する。</p> <p><他県の状況等①></p> <p>独立した災害条項を規定している県：9県(岩手県、山形県、神奈川県、山梨県、三重県、兵庫県、徳島県、愛媛県、宮崎県)</p> <p><考えられる対応(案)②></p> <p>茨城県議会災害対策会議を条例に位置付ける。</p> <p><他県の状況等②></p> <p>類似の規定なし</p> <p><考えられる対応(案)③></p> <p>災害等の発生時における議会の活動方針の策定について規定を整備する。</p> <p><他県の状況等③></p> <p>災害時の活動方針等について規定している県：1県(岩手県)</p>

項 目	現 況 ・ 課 題	考えられる対応(案)・他県の状況等
<p>3 主権者意識の醸成による議会活動への県民参画の推進</p>	<p><現 況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の県政への参画の機会の確保等については、次のとおり規定を置いているが、主権者意識の醸成に係る規定はない。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">現行条文</p> <p style="text-align: center;">(県民の参画の推進)</p> <p>第19条 議会は、県民が議会活動に参画する機会の確保を図るものとする。</p> <p>2 議会は、県民の意思を的確に把握し県政に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の積極的な活用を図るなど、意見交換等県民参画の充実に努めるものとする。</p> <p>3 議会は、請願及び陳情が提出されたときは、適切に処理するものとする。</p> </div> <p><課 題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方分権改革の進展に伴い、地方自治への住民参加の重要性が高まる中、投票率の向上等への取り組みとして、県政や県議会に対する県民の理解促進と主権者意識の醸成を図っていく必要がある。 	<p><考えられる対応(案)></p> <p>県民の県政への理解と関心を高め、投票率の向上等へつなげるため、議会は、議会活動を通じて、県民の主権者としての意識の醸成に努め、議会活動への県民参画を推進する旨を規定する。</p> <p><他県の状況等③></p> <p>主権者意識の醸成について規定している県： 1 県（富山県）</p>

項 目	現 況 ・ 課 題	考えられる対応(案)・他県の状況等
4 議会の監視機能等の強化	<p><現 況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の監視機能等として、以下のとおり規定を置いている。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>現行条文</p> <p>(議会への説明等)</p> <p>第25条 知事等は、次に掲げる場合は、議会に対し、事前にその内容を説明するよう努めるものとする。</p> <p>(1) 予算を調製したとき。</p> <p>(2) 県政に係る基本計画等の重要な政策又は施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、又は変更したとき。</p> <p>2 知事等は、県政に係る基本計画等の重要な政策又は施策の作成若しくは変更に当たっては、これらに関連する議会の政策提言の趣旨を尊重するものとする。</p> <p>(監視及び評価)</p> <p>第 26 条 議会は、知事等の事務が適正かつ公平、及び効率的に執行されているかを監視し、その効果及び成果について評価するとともに、必要と認めるときは、知事等に対し、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。</p> </div> <p><課 題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少や新型コロナウイルス感染症、激甚化する自然災害への対応など、県の役割が益々大きくなる中、県民生活に重大な影響を及ぼす施策等の決定に対し、県議会が迅速かつ適切な意思決定を図り、その執行を県民目線で監視していく上で、知事等との意思疎通と情報の共有を強化していく必要がある。 	<p><考えられる対応(案)①></p> <p>重要な政策等の事前説明の努力義務を、義務規定に改正する。</p> <p><他県の状況等①></p> <p>義務規定としている県：1 県（長崎県）</p> <p><考えられる対応(案)②></p> <p>県民生活に重要な影響を及ぼす条例の制定改廃をしようとするときについて、事前説明の対象として明示する。</p> <p><他県状況等②></p> <p>重要な条例の制定改廃を例示している県：なし</p> <p><考えられる対応(案)③></p> <p>「基本計画等の重要な政策又は施策」の範囲等を明確化する。</p> <p><他県の状況等③></p> <p>「基本計画等の重要な政策又は施策」の用例がある県：10 県（山形県、神奈川県、富山県、石川県、福井県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、鹿児島県）</p> <p><考えられる対応(案)④></p> <p>予算の調製における議会の政策立案等（議員提案条例、調特等の提言、災害時等の要望等）の尊重義務を規定する。</p> <p><他県の状況等④></p> <p>予算調製を尊重義務の対象としている県：7 県（神奈川県、石川県、広島県、徳島県、高知県、長崎県、沖縄県）</p>

項 目	現 況 ・ 課 題	考えられる対応(案)・他県の状況等
5 ICT技術の活用	<p><現 況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行条例ではICT技術活用等に関する規定はおいていない。 <p><課 題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルトランスフォーメーションの推進を背景として、議会におけるICT技術の活用等を推進する必要がある。 	<p><考えられる対応(案)></p> <p>審議等におけるICT技術の積極的活用により、議会活動の充実を図るべき旨を規定する。</p> <p><他県の状況等></p> <p>類似の規定なし。</p>

II 議会審議・委員会審査の充実

項 目	現 況 ・ 課 題	考えられる対応(案)・他県の状況等
1 常任委員会委員の任期	<p><現 況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の委員の選任時期や任期については、地方自治法で規定がないため、委員会条例で自由に規定できる。 ・本県議会の委員会条例では、任期は選任の日から翌年の第4回定例会の閉会の日の前日までとされており、実質1年で交代している。 <p><課 題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会制度は、一定の所管について専門的かつ詳細に審査・調査することを目的とされていることから、同一の常任委員として長く在任すれば、所管についての知識や将来展望等についての知識等を深め、執行機関を十分監視することが可能となる。 ・一方、特定の常任委員会に長く在任することは、所管外の事項に関心が薄くなり、視野が狭くなるなどの弊害が生じる恐れがある。 	<p><考えられる対応(案)></p> <p>所管事務の内容や将来展望等についての知識等を深め審査の充実を図る観点から、任期を原則2年とし、これまでの1月から12月までの期間を、統一地方選や執行部の継続性等の観点から、4月から3月までとする。</p>
2 常任委員会審査時間の確保と充実	<p><現 況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、常任委員会における審査は、付託案件及び所管事務に関する説明を執行部が一括して行い、その後一括して質疑を行う手順で行われている。 <p><課 題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状、一括で行われる執行部説明は長時間にわたり、質疑時間の確保が十分ではない。 ・説明の途中で疑問点が生じた場合でも、付託案件及び所管事務全ての説明が終わるまで適時に質疑を行うことができない。 	<p><考えられる対応(案)></p> <p>審査時間の確保と充実を図るため、一括説明・質疑から、説明を分割し、説明ごとに質疑を行う方式に審査の手順をあらためる。</p>

項 目	現 況 ・ 課 題	考えられる対応(案)・他県の状況等
3 委員長口頭報告の簡略化	<p><現 況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議における委員長口頭報告は、議案名、議案の内容、主な論議事項、審査結果を報告している。 ・第1回定例会においては付託議案が多いことから、口頭報告の時間が長くなる傾向にある。 <p><課 題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告に含まれる議案名及びその内容等は、既に配付された議案等資料に記載されており、また、議案の内容等については、付託前に本会議で提案説明や質疑を行っていることから、議員は理解をしているものと思慮される。 	<p><考えられる対応(案)></p> <p>本会議の議事運営の効率化を図る観点から、議案の報告は概要等を省略し、議案名のみとする。</p>
4 一般質問・質疑における分割質問の推奨	<p><現 況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年第1回定例会の導入時をピークに、分割質問を選択する議員は減少傾向にある。 <p style="text-align: center;">平成24年：45.0% ⇒ 令和2年：23.8%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一括質問は、予め用意された原稿の読みあいの傾向が強く、県民目線からすると、予定調和的で論戦が低調と感じられることから、分割質問の積極的な選択が望ましいとの意見がある。 <p><課 題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一括質問及び分割質問の選択は、あくまで議員本人の意思に委ねられている。 	<p><考えられる対応(案)></p> <p>質問・質疑の活性化及び県民への分かりやすさの観点から、原則、分割質問を行うこととし、一括質問を選択する場合は、その理由を明示することとする。</p>

項 目	現 況 ・ 課 題	考えられる対応(案)・他県の状況等
5 代表及び一般質問・質疑の再質問における代理答弁	<p><現 況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議の代表及び一般質問・質疑における再質問（及び予算特別委員会）において発言通告があった際には、通告による答弁者が答弁することとしている。 <p><課 題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・通告による答弁者が知事の場合、再質問に対して詳細な事項やデータ等が答弁できないことが想定される。 	<p><考えられる対応(案)></p> <p>知事への通告に対し、基本的事項については知事が答弁し、詳細な事項やデータ等について答弁ができない場合は、その補足を担当部長による答弁を可能とすることを検討する。</p> <p>(参考：議会運営の実際)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰が答弁するかは、執行部が判断。 ・長が基本的事項を答弁し、細部を〇〇部長に答弁する方法もあり、いずれをとるかは長の自由。 <p>※過去事例</p> <p>昭和55年10月2日：第3回定例会(総務部長)</p> <p>令和3年3月22日：第1回定例会予算特別委員会(矢口県民生活環境部長)</p>
6 本会議における出席説明者の見直し	<p><現 況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事はじめ執行部の部長等は、議会の構成員ではなく、必ずしも会議に出席する必要はないが、本会議のすべてに出席（一部特定の議事日程のみ出席説明者もある）している状況にある。 <p><課 題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長提出議案の審査時以外の全てに出席を求めることは、知事はじめ県幹部職員を必要以上に拘束することとなり、業務が非効率となる恐れがある。 	<p><考えられる対応(案)></p> <p>議事が正副議長選挙や委員会の改選等議会人事の場合は、議会内の事件が対象で執行機関に説明を求めるものではないことや執行機関の業務遂行の観点から、出席の見直しを検討する。</p> <p><他県の状況></p> <p>栃木県においては、選挙や委員選任等議会の構成等に関する審議のみを行う臨時会では、執行部の出席を求めている。</p>

項 目	現 況 ・ 課 題	考えられる対応(案)・他県の状況等
<p>7 決算特別委員会の審査内容等の充実化及び効果的活用</p>	<p><現 況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本委員会は第2回定例会終了後に設置し、第3回定例会から第4回定例会にかけて決算審査を行ったうえで、第4回定例会の最終日に議決。 <p><課 題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間の審査が短時間化するなど、形骸化してきている。 (H21:10時間16分 R2:9時間47分) ・前年の決算審査を次年度の予算に反映されているとは言い難い状況。 ・会計管理者から知事へ決算関係書類が提出されるのが、出納閉鎖後3ヶ月以内であり、その後に前年度の事業に関する監査が行われ、その結果に基づき監査委員の意見が作成されるため、委員会審査の前倒しは難しい。 	<p><考えられる対応(案)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算審査は広範にわたる内容など難易度が高いことから、若手委員の外部研修の受講等、審査能力の向上策を検討する。 ・決算審査と予算編成との連携を図る必要から、第4回定例会開会日に決算議案の議決を行い、知事へ要望書提出、翌年の委員会で対応状況等を報告する。 ・議長及び監査委員を除く全議員を委員とした決算特別委員会において分科会を設置し、3定閉会后、集中的に分科会を開催する。分科会終了後に知事要望書作成に係る委員会を開催し、4定初日に議決、知事へ要望書を手渡し、翌年委員会で対応状況等を報告する。 ・委員会を設置せず、専門的かつ詳細に審査を行う常任委員会において審査を行い、4定初日に議決し、翌年の1定で対応状況等を報告する。 ・決算審査への着手を早めるため、出納閉鎖後、3ヶ月以内に会計管理者が調製し知事へ提出しなくてはならない決算書類を、可能な限り前倒して調製するよう、執行部へ申し入れる。 <p><他県の状況></p> <p>神奈川県では3定と4定を1つの定例会としており、早いタイミングで決算議案を可決し予算編成に反映できる。</p>

Ⅲ ICT化の推進

項 目	現 況 ・ 課 題	考えられる対応(案)・他県の状況等
1 配付資料のペーパーレス化	<p><現 況></p> <ul style="list-style-type: none"> 紙資源や印刷費の削減などを目的とし、令和2年第2回定例会から全議員へタブレット端末を貸与し委員会で利用するとともに、第3回定例会から本会議場での利用を開始したところ。 <p><課 題></p> <ul style="list-style-type: none"> タブレット端末を活用した議会審議のさらなる充実、議会運営の効率化・活性化(議員の習熟度の向上、携行等)。 紙資源や印刷費のさらなる削減(費用対効果の早期発現)。 	<p><考えられる対応(案)></p> <p>令和3年第2回定例会以降、本会議や委員会で配付する文書の段階的なペーパーレス化を進めていく。</p> <p><他県の状況></p> <p>12都府県でタブレット端末等を導入済。</p>
2 県民にわかりやすい議会運営 (1) 常任委員会のインターネット中継	<p><現 況></p> <ul style="list-style-type: none"> 本会議及び予算特別委員会については、審議の状況をインターネット中継しているが、常任委員会については中継を行っていない。 <p><課 題></p> <ul style="list-style-type: none"> 各常任委員会室への配線工事は多額の費用を要するため、費用対効果の観点から検討する必要あり。 定例会中の常任委員会は複数の委員会が同時開催されるが、3密回避の観点から特別委員会室等の使用もあるため、特別委員会室への接続作業も必要となる。 前回の議会改革推進会議における検討の結果、「常任委員会等の中継を配信するためには、多額の経費を要することから、実施については、中長期的な課題として検討すること。」と答申されている。 	<p><考えられる対応(案)></p> <p>各常任委員会室等への接続工事に多額の費用を要することから、引き続き中長期的な課題として検討する。</p> <p><他県の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 常任委員会：11府県で中継 予算特別委員会：24都道府県で中継 決算特別委員会：17道府県で中継 議会運営委員会：2県(神奈川、三重)で中継

項 目	現 況 ・ 課 題	考えられる対応(案)・他県の状況等
(2) 議場への大型モニター設置	<p><現 況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、本会議場には採決結果や選挙結果の表示等を行うモニターが設置されていない。また、分割質問の際に再質問を行う質問者は、傍聴席から背中を見せる形となり、質問者の表情や様子を傍聴席から見るができない。 ・再質問の際に、分割質問者の表情や様子が傍聴者席からも見ることができるよう、令和3年第1回定例会から、本会議場傍聴席にモニター2台を設置し対応している。 <p><課 題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民にわかりやすい本会議運営を図るため、採決結果や選挙結果の表示、分割質問の際の質問者の表情確認のため、議場内に大型モニターの設置を検討する必要がある。 ・大型モニターの設置等には多額の費用を要する。 	<p><考えられる対応(案)></p> <p>設置に多額の費用を要するが、質問・質疑の補助手段としての資料表示や、分割質問時に再質問を行う質問者の表情等を正面から捉えることができるほか、採決結果の表示などにも活用でき、県民に分かりやすい開かれた議会につながることから、現在のタブレット端末の活用状況も踏まえ、次期任期において導入を検討する。</p> <p>※整備費用は約2,000万円程度で、工事期間約3ヶ月。</p> <p><他県の状況></p> <p>神奈川県(約2,150万円)及び三重県(約500万円)で整備済</p>
(3) 正副議長選挙の電子化	<p><現 況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事運営の効率化を図るため、正副議長選挙の電子投票を求める声が議員及び執行部からあがっているが、公職選挙法の規定により、実現には至っていない。 <p><課 題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・正副議長選挙については、公職選挙法の規定が準用され、電子投票による選挙が認められていない。 	<p><考えられる対応(案)></p> <p>全国議長会を通じ、令和3年3月の全国議長会のアンケートで回答しており、今後、全国議長会においてとりまとめの上、国に要望していく。</p>

項 目	現 況 ・ 課 題	考えられる対応(案)・他県の状況等
(4) 議案の電子採決	<p><現 況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案の採決は挙手等により行っているところであるが、審議のスピード化を図るため、電子採決を求める声も上がっている。 	<p><考えられる対応(案)></p> <p>現在導入しているタブレット端末での採決システム(初期費用8万円、年額費用36万円)の導入が可能であり、議事運営の効率化の観点から有効であるが、投票結果の表示が必要なことから、大型モニターの設定と併せて検討する。</p> <p><県内の状況></p> <p>※導入自治体：取手市</p> <p>全国で5市町村導入。都道府県での実績はなし。</p>
(5) 傍聴人のタブレット端末の使用	<p><現 況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・傍聴人は傍聴席においては、携帯電話機を使用できないよう電源を切る旨、傍聴規則で定められている。 ・一方、タブレット端末及びパソコンの傍聴席への持ち込み及び使用に関する明確な規定は存在せず、傍聴人に対しては、携帯電話機に準じて取り扱うことに理解を求めている状況である。 <p><課 題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消音措置を講じたうえで、携帯電話機及びタブレット端末等により、議事に関連するウェブサイトの閲覧及びワープロ機能を利用することは、議事の妨害や他の傍聴人の傍聴の妨げになるとは言い難く、傍聴人に対し使用不可の説明は困難である。 	<p><考えられる対応(案)></p> <p>傍聴人のタブレット端末など情報通信機器の使用については、議員がタブレット端末により議事関係資料の閲覧や議事に関するウェブサイトの閲覧、審議経過などを記録するためのワードプロセッサ機能を利用できることを踏まえ、デジタル社会での利便性向上の観点から、議員と同様の使用目的に限り認めることとする。</p> <p><他県の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・栃木県、千葉県、神奈川県：不可 ・東京都：可(電源オフ)。使用は不可。 ・埼玉県：可(音量オフまたは電源オフ)。音声等が生じない限りにおいて、タブレット端末やノートパソコン等によるウェブサイトの閲覧等の使用可。

IV 議会会期の在り方

項 目	現 況 ・ 課 題	考えられる対応(案)・他県の状況等
1 議会の通年の会期	<p><現 況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・定例会は、条例により年4回、規則により2、6、9、12月に知事に招集される。 ・コロナ禍による補正予算等を審議するための臨時会を、令和2年度に3回開催。 ・閉会中は、委員会の閉会中審査は可能だが、本会議は開けない。 ・前回の茨城県議会改革推進会議において、導入について検討されたが、「通年会期制度は、当面導入しない。今後の検討課題とし、他県の動向を注視していく。」と結論付けられたところ。 <p><課 題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・定例会の会期日程は議会が定めるが、限られた中で効率性を重視し運営する必要がある。 ・コロナ禍で状況が刻々と変わる中、執行機関の判断で重要な方針の決定や専決処分が行われており、議事機関である議会の役割を改めて確認し、その機能を十分に果たせる条件整備を検討する必要がある。 ・ただし、臨時会が頻繁に行われる現在の状況は、新型コロナウイルスの影響による特別の事情があることについても考慮しなければならない。 	<p><考えられる対応(案)></p> <p>審議時間の確保に向け、現在の定例会制で閉会中にできなかった重要な施策や計画・予算の議会（本会議など全議員が出席）への説明・報告の機会を創出でき、議事機関である議会の権能の強化につながる可能性がある議会の通年会期について、メリット、デメリットを整理・検討する。</p> <p><他県の状況></p> <p>通年会期制：栃木県議会 定例会制：滋賀県議会、三重県議会 ※長崎県では、制度導入後、議員の地域活動への制約や執行部の負担増などの理由で廃止。</p>

V 県議選の投票率向上等に向けた議会活動への県民参画の推進

項 目	現 況 ・ 課 題	考えられる対応(案)・他県の状況等																																																																																
1 県議選投票率の現状と今後の対応	<p><現 況></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年（2018 年）実施の茨城県議会選挙の投票率は 41.86%で、過去最も低い数値となった。 茨城県選挙管理委員会では、特に SNS の活用など、若者の政治参加を促す啓発に力を入れてきたが、抽出調査による年齢別投票率をみると、10～20 代の平均は 23.47%で低い結果となっている。 18 歳の投票率は 44.15%と高く、高校での主権者教育等の取り組みが景響したものと考えられる。国政選挙における 10 代の投票率は、公選法改正後初めて実施された平成 28 年 7 月の参議院議員通常選挙以降、減少傾向にある。 <p><茨城県議選過去 5 回の投票率></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>H14</th> <th>H18</th> <th>H22</th> <th>H26</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>47.57%</td> <td>47.94%</td> <td>49.00%</td> <td>55.83%</td> <td>41.86%</td> </tr> </table> <p>※H26 は衆議院選と同日執行</p> <p><国政選挙における 10 代の投票率（全国）></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>H28.7 参院選</th> <th>H29.10 衆院選</th> <th>R1.7 参院選</th> </tr> <tr> <td>46.78%</td> <td>40.49%</td> <td>32.28%</td> </tr> </table> <p><H30 県議選の年齢別投票率（抽出調査）></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>18 歳</th> <th>19 歳</th> <th>20 歳</th> <th>21 歳</th> <th>22 歳</th> <th>50 歳</th> <th>70 歳</th> </tr> <tr> <td>44.15%</td> <td>22.52%</td> <td>20.48%</td> <td>18.44%</td> <td>19.25%</td> <td>41.14%</td> <td>62.4%</td> </tr> </table> <p><課 題></p> <ul style="list-style-type: none"> 高校等における主権者教育や政治への関心を高める学習は一定の効果があると思われるが、継続的な取り組みや、より若い義務教育段階からの啓発が必要である。 特に 19～22 歳の投票率は低くなっており、大学等の学生など、高校卒業後間もない年代への啓発が重要である。 	H14	H18	H22	H26	H30	47.57%	47.94%	49.00%	55.83%	41.86%	H28.7 参院選	H29.10 衆院選	R1.7 参院選	46.78%	40.49%	32.28%	18 歳	19 歳	20 歳	21 歳	22 歳	50 歳	70 歳	44.15%	22.52%	20.48%	18.44%	19.25%	41.14%	62.4%	<p><考えられる対応(案)></p> <p>若者の政治参加を促し、県議選の投票率向上を図るには、行政機関による啓発だけではなく、当事者である県議会議員が自ら議会の活動と成果等を積極的に県民へ P R し県議会への関心を高め、投票行動につなげる取り組みを行う。</p> <p><統一地方選都道府県議選過去 5 回の平均投票率></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>H15</th> <th>H19</th> <th>H23</th> <th>H27</th> <th>H31</th> </tr> <tr> <td>52.48%</td> <td>52.25%</td> <td>48.15%</td> <td>45.05%</td> <td>44.02%</td> </tr> </table> <p><統一地方選外で実施される都県議選の直近の投票率></p> <p>岩手県 54.87% (R1.9 知事選同日)、宮城県 34.80% (R1.10)、福島県 41.68% (R1.11)、東京都 51.28% (H29.7)、沖縄県 46.96% (R2.6)</p> <p><統一地方選都道府県議選の投票率（上位 5 県）></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>1</th> <th>島根県</th> <th>60.80%</th> <th>知事選同日</th> </tr> <tr> <th>2</th> <th>北海道</th> <th>58.61%</th> <th>知事選同日</th> </tr> <tr> <th>3</th> <th>大分県</th> <th>58.17%</th> <th>知事選同日</th> </tr> <tr> <th>4</th> <th>鳥取県</th> <th>57.46%</th> <th>知事選同日</th> </tr> <tr> <th>5</th> <th>秋田県</th> <th>56.12%</th> <th></th> </tr> </table> <p><統一地方選都道府県議選の投票率（下位 5 県）></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>47</th> <th>千葉県</th> <th>37.01%</th> <th></th> </tr> <tr> <th>46</th> <th>埼玉県</th> <th>37.68%</th> <th></th> </tr> <tr> <th>45</th> <th>愛知県</th> <th>38.50%</th> <th></th> </tr> <tr> <th>44</th> <th>兵庫県</th> <th>40.55%</th> <th></th> </tr> <tr> <th>43</th> <th>福岡県</th> <th>40.88%</th> <th>知事選同日</th> </tr> </table>	H15	H19	H23	H27	H31	52.48%	52.25%	48.15%	45.05%	44.02%	1	島根県	60.80%	知事選同日	2	北海道	58.61%	知事選同日	3	大分県	58.17%	知事選同日	4	鳥取県	57.46%	知事選同日	5	秋田県	56.12%		47	千葉県	37.01%		46	埼玉県	37.68%		45	愛知県	38.50%		44	兵庫県	40.55%		43	福岡県	40.88%	知事選同日
H14	H18	H22	H26	H30																																																																														
47.57%	47.94%	49.00%	55.83%	41.86%																																																																														
H28.7 参院選	H29.10 衆院選	R1.7 参院選																																																																																
46.78%	40.49%	32.28%																																																																																
18 歳	19 歳	20 歳	21 歳	22 歳	50 歳	70 歳																																																																												
44.15%	22.52%	20.48%	18.44%	19.25%	41.14%	62.4%																																																																												
H15	H19	H23	H27	H31																																																																														
52.48%	52.25%	48.15%	45.05%	44.02%																																																																														
1	島根県	60.80%	知事選同日																																																																															
2	北海道	58.61%	知事選同日																																																																															
3	大分県	58.17%	知事選同日																																																																															
4	鳥取県	57.46%	知事選同日																																																																															
5	秋田県	56.12%																																																																																
47	千葉県	37.01%																																																																																
46	埼玉県	37.68%																																																																																
45	愛知県	38.50%																																																																																
44	兵庫県	40.55%																																																																																
43	福岡県	40.88%	知事選同日																																																																															

項 目	現 況 ・ 課 題	考えられる対応(案)・他県の状況等														
2 県議選投票率向上に向けた 県民参画推進の取り組み (1) 「県議会だより」による広 報の継続的实施	<p><現 況></p> <ul style="list-style-type: none"> 本県議会では、広報紙「いばらき県議会だより」を定例会ごとに発行し、主として新聞折り込み等により、広く県民に配付することで、議会活動についての広報を行っている。 体裁：タブロイド版、8頁（4月発行の1定号は12頁） 発行回数：年4回 発行部数：各818,750部（令和3年度当初） 折込部数：各781,000部（令和3年度当初） 新聞定期購読世帯の急激な減少に伴い、過去5年間で折込部数が17万2,050部減少し、令和3年度当初の県内世帯配布率は約66%となっている。 <p><県議会だより折込部数の推移（H28～R3）></p> <table border="1" data-bbox="622 762 1317 1098"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>年度当初印刷部数（前年比）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度（当初）</td> <td>各781,000部（▲53,800部）</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>各834,800部（▲62,000部）</td> </tr> <tr> <td>平成31（令和元）年度</td> <td>各896,800部（▲17,900部）</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>各914,700部（▲18,100部）</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>各932,800部（▲20,250部）</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>各953,050部（▲18,550部）</td> </tr> </tbody> </table> <p><課 題></p> <ul style="list-style-type: none"> 若者が県議会に関心を持ち読んでもらえる広報紙としていくためにも、予算の確保をしつつ、記事の内容や質の維持・向上を図っていく必要がある。 	年度	年度当初印刷部数（前年比）	令和3年度（当初）	各781,000部（▲53,800部）	令和2年度	各834,800部（▲62,000部）	平成31（令和元）年度	各896,800部（▲17,900部）	平成30年度	各914,700部（▲18,100部）	平成29年度	各932,800部（▲20,250部）	平成28年度	各953,050部（▲18,550部）	<p><考えられる対応(案)></p> <p>新聞折り込みを主要な配布方法としつつも、手に取り読んでもらうための多様な配布方法や、置き場所等を検討する。</p> <p>定期購読世帯の減少も踏まえ、若者が気軽に読んでもらえるよう、県議会ホームページ掲載の「PDF版・議会だより」へのアクセス向上などの取り組みを行う。</p> <p>議会で取り上げられた話題等を地域ごとに整理し掲載するなど、議会での議論を身近に感じてもらえる取り組みを行う。</p> <p><他県の状況等></p> <p>議会単独で広報紙を発行している都道府県議会：36都道府県</p>
年度	年度当初印刷部数（前年比）															
令和3年度（当初）	各781,000部（▲53,800部）															
令和2年度	各834,800部（▲62,000部）															
平成31（令和元）年度	各896,800部（▲17,900部）															
平成30年度	各914,700部（▲18,100部）															
平成29年度	各932,800部（▲20,250部）															
平成28年度	各953,050部（▲18,550部）															

項 目	現 況 ・ 課 題	考えられる対応(案)・他県の状況等														
(2) 県議会ホームページによる若者への情報発信	<p><現 況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県議会HPへのアクセス件数はここ数年横ばい状態にあったが、令和2年度は過去5年平均より1.9倍に増加した。 ・トップページや議長活動などへの写真の効果的な活用や、頻繁な更新などによりアクセス件数が上昇したものと分析される。 <p><議会HPアクセス件数の推移> (単位：千件)</p> <table border="1" data-bbox="640 523 1402 628"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31, R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>82</td> <td>82</td> <td>85</td> <td>58</td> <td>59</td> <td>139</td> </tr> </tbody> </table> <p><課 題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の県議会への理解と関心を高めるため、誰もが最新の情報を容易に検索・入手できるよう、迅速でわかりやすい情報の発信に留意していく必要がある。 ・特に若者に、より多くHPを見てもらえるよう、議会活動の成果や実績をわかりやすく伝えることができるコンテンツの作成や、県議会HPの認知度向上を図っていく必要がある。 	年度	H27	H28	H29	H30	H31, R1	R2	件数	82	82	85	58	59	139	<p><考えられる対応(案)></p> <p>スマートフォンからのインターネット利用がパソコンからの利用を上回っており（令和元年度通信利用動向調査）、10代から30代の若い世代ほどスマートフォン利用の割合が高いことから、スマートフォンからのHPアクセス向上のため、レスポンシブウェブデザイン（閲覧者の端末に合わせた画面サイズに自動で切り替わる機能）への対応を進める。</p> <p>県議会HPや議会活動等について若者の認知度を高めるため、SNSやメディア等を活用した情報発信を検討していく。</p> <p><他県の状況等></p> <p>レスポンシブウェブデザイン：11道県で導入 SNS活用：23都道府県で実施</p>
年度	H27	H28	H29	H30	H31, R1	R2										
件数	82	82	85	58	59	139										

項 目	現 況 ・ 課 題	考えられる対応(案)・他県の状況等
(3) 大学と連携した若者向け啓発等の実施	<p><現 況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県議会では、若い世代に県議会や県政への関心を高めてもらうために、令和元年10月に茨城大学キャンパス内で出前委員会を開催（文教警察委員会）。 ・さらに、令和2年9月には、茨城大学と包括連携協定を締結し、議長による大学での講義や、学生による本会議傍聴などを実施。 <p><課 題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・10～20代の投票率が低いことから、将来にわたり政治へ参加を促していくためにも、大学生など、選挙権取得後間もない若者への政治参加促進に向けた啓発や、政治には社会を動かす力があるということを実感してもらえるような取り組みが必要である。 	<p><考えられる対応(案)></p> <p>若者の政治参加を促していくにあたっては、より一層県内大学等との連携を深め、議会傍聴の機会や、議員と意見交換ができる機会を設けるなど、若者に、より政治を身近に感じ、政治の力を実感してもらえる取り組みを行う。</p> <p><他県の状況等></p> <p>大学と連携協定を締結した都道府県議会：5道県（北海道議会、宮城県議会、長野県議会、徳島県議会、長崎県議会）</p>
(4) PRコーナーの情報発信力の強化	<p><現 況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県議会への理解を深めるため、議事堂1階東側に、PRコーナーを設け、パネルや歴史資料等を展示し、県議会の仕組みや役割を紹介している。 ・また、モニターにより、本会議中継や議会PR映像を視聴できる環境を整備している。 <p><課 題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニターや付属品が老朽化するなど、一部改修が必要な状況となっている。 	<p><考えられる対応(案)></p> <p>議事堂来訪者に県議会の活動等を紹介し、県議会への理解と関心を高めてもらうためにも、PRコーナーの情報発信力をより強化していく。</p> <p>併せて、今年1月から、小学生の社会科見学等において、直接本会議場に入って見学することを認めており、議長席や議員席に座る機会を設けたり、予算特別委員会室や大会議室の見学や正面玄関の階段付近での記念撮影を組み込むなど、内容の充実を図っていく。</p>

項 目	現 況 ・ 課 題	考えられる対応(案)・他県の状況等
(5) 議事堂外での委員会等の開催	<p><現 況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県議会活動の理解促進や、議事堂から遠方の県民へも県議会を身近に感じてもらうため、平成 28 年度から出前委員会として議事堂外での委員会を開催している。 H28. 10. 27：文教警察委員会(久慈川日立南交流センター) H28. 11. 16：保健福祉委員会(土浦合同庁舎) H29. 11. 17：農林水産委員会(筑西合同庁舎) H29. 11. 21：防災環境商工委員会(潮来市中央公民館) H30. 10. 5：土木企業委員会(牛久市中央生涯学習センター) H30. 10. 10：総務企画委員会(古河市生涯学習センター総和) R 元. 10. 29：文教警察委員会(茨城大学水戸キャンパス) (R2年度は、新型コロナウイルス感染症防止のため中止) <p><課 題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルスの影響など社会不安が増す中、より一層、県議会として県民の生の声を聴き、政策形成に生かしていく必要がある。 	<p><考えられる対応(案)></p> <p>本年度開催予定の「県民との青空対話議会」を活用し、県議会として様々な分野の県民から、直接対話により地域の課題や国・県に望むことを聴きとり、常任委員会等の議論の参考としていくなどの取り組みを進める。</p>
(6) 高校生の本会議傍聴等の推進	<p><現 況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若者の政治離れ・選挙権年齢引下げへの対応として、平成 27 年第 4 回定例会から県内高校生の傍聴受け入れを開始している。 <p><課 題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、団体傍聴等の受け入れを制限していることもあり、高校生に議会傍聴の機会を提供できない状況となっている。 	<p><考えられる対応(案)></p> <p>新型コロナウイルス感染症の収束後の高校生の傍聴受け入れ再開を見据えつつ、議会のインターネット中継や県議会だよりを学校等へ案内するなど、現況下でも生徒が県議会活動に触れられる機会をつくっていく。</p>

VI その他

項 目	現 況 ・ 課 題	考えられる対応(案)・他県の状況等																								
1 議会事務局の体制強化 (1) 政策法務支援機能の強化	<p><現 況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2015 年度から5年間の議員提案条例数が全国の都道府県議会で第2位になるなど、議員による政策提言や政策条例の提案が活発化している。現在も議員間において複数のプロジェクトが動いている。 <p><主なもの (R3.4月時点) ></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ケアラー支援 (2) 残土問題への対応 (3) 地域資源の活用促進 (4) イノシシ被害対策 (5) 議会基本条例の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・議員提案の政策条例に関しては、立案事例の蓄積に伴い、規制条例の立案や知事提案条例の改正など、高度な政策法務技術を要する条例立案への志向が強くなっている。 <p>【過去5年間※の都道府県議会議員提案政策条例の件数】</p> <table border="1" data-bbox="640 818 1339 1091"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>都道府県名</th> <th>条例本数</th> <th>政策法務担当事務局職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>埼玉県</td> <td>17</td> <td>3(専2 兼1)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>茨城県</td> <td>9</td> <td>3(専0 兼3)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>大阪府</td> <td>8</td> <td>2(専0 兼2)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>新潟県</td> <td>7</td> <td>6(専0 兼6)</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>静岡県</td> <td>7</td> <td>6(専0 兼6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※条例本数はH27～R元年度制定の状況 ※事務局職員数は、「専」は政策法務専任、「兼」は調査業務などと兼任</p> <p><課 題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員の政策条例立案等をサポートする事務局体制は、現在、政務調査課内に配置の法務主査含め3名(調査業務兼務)となっており、プロジェクトの数に対し事務局のマンパワーが不足している。 	順位	都道府県名	条例本数	政策法務担当事務局職員数	1	埼玉県	17	3(専2 兼1)	2	茨城県	9	3(専0 兼3)	3	大阪府	8	2(専0 兼2)	4	新潟県	7	6(専0 兼6)	〃	静岡県	7	6(専0 兼6)	<p><考えられる対応(案)></p> <p>議員による政策立案等の動きが活発化している中、事務局の政策法務サポート体制を強化する。</p>
順位	都道府県名	条例本数	政策法務担当事務局職員数																							
1	埼玉県	17	3(専2 兼1)																							
2	茨城県	9	3(専0 兼3)																							
3	大阪府	8	2(専0 兼2)																							
4	新潟県	7	6(専0 兼6)																							
〃	静岡県	7	6(専0 兼6)																							

項 目	現 況 ・ 課 題	考えられる対応(案)・他県の状況等
<p>(2) 改革推進のための予算の確保</p>	<p><現 況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県議会で新たに必要となる予算については、財政課と協議し、所要額を予算措置している。 <p><課 題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県議会の I C T 化を推進するため、設備及び機器等を充実する必要がある。 ・ オンラインでの会議など既存設備では対応できないものもある。 	<p><考えられる対応(案)></p> <p>必要な機器等を選定し、設備及び機器等の導入を進めるとともに、大型モニターの設置など既定の予算では導入が困難なものについては、財政課と協議し、必要な予算を確保する。</p>